

安心

(1) 食品表示の適正化

[現状と課題]

食品の表示は、消費者が食品を購入するとき、その内容を知る上で大切な情報源になっています。

このことから食品の表示は、食品衛生法、JAS法、健康増進法、景品表示法等により、細かく規制されていて、これらに違反すると厳しい行政処分や罰則を受けることになり、事業者等に対して偽りのない表示を行うことが強く求められています。

行政は、生産者や事業者が法令を十分理解し、表示が正しくなされるよう、指導を行うとともに、記載の監視や食品の検査体制を強化する必要があります。

しかし、従来は監視指導は、法令毎に担当部局が個別に実施するという不合理な面があったことから、今後は、関係部局間の連携を深める必要があります。

平成15年10月に消費者を対象に実施した県民アンケート調査(有効回答者数861名)によると、食品表示については、37%の方が信頼できないという回答がありました。

また、記載事項をすべて見ていると回答した方は17%しかなく、消費者が安全で安心できる食生活を送るためには、消費者自身がかた表示に関心を持つとともに正しく読み取り、理解する知識を身につける必要があります。

[取り組みの方向]

消費者をはじめ、生産者や事業者が食品表示のルールを正しく理解できるように講習会を開催するとともに、情報の提供を行います。

(食品安全企画課)

食品衛生法、景品表示法、薬事法、JAS法に基づく食品表示の適正化を推進します。(生活衛生課、県民生活課、薬務課、エコ農業推進室)

[取り組み事項と取り組みの主体]

食品表示に関する講習会などの啓発活動を行います。	事業者 消費者 行政
消費者等にわかりやすいパンフレットやハンドブックなどを作成します。	事業者 消費者 行政

(食品安全企画課)

食品等事業者の監視指導時に食品表示についても点検・指導を行います。	事業者 消費者 行政
食品表示ウォッチャーに対する研修会をエコ農業推進室と合同で行います。	事業者 消費者 行政

(生活衛生課)

パンフレット、インターネットなどの広告が薬事法に抵触する表示事項が記載されていないかの監視指導を行います。	事業者 消費者 (行政)
広告指導の担当者間の指導事例等について協議を行い、相談・監視体制の強化に努めます。	(事業者) 消費者 (行政)

(薬務課)

食品表示110番を設置し、県民からの疑問や相談にお答えします。	事業者 消費者 (行政)
国(農政事務所)と共同で、生鮮食品等を中心に表示実態を調査します。	事業者 消費者 (行政)
消費者の目線から食品の表示状況をモニタリングする食品表示ウォッチャーを設置し、監視体制の強化に努めます。	事業者 (消費者) (行政)
食品表示に関する研修会を開催します。	(事業者) (消費者) (行政)

(エコ農業推進室)

【食品表示ウォッチャー】 食品表示の適正化を図るために、平成15年に食品表示ウォッチャー制度を創設し、小売店やスーパー等における食品の表示状況を監視する活動を始めています。具体的には、県民の方々から40名を募集し、研修を受講していただいた後、日常の買い物等を通じて、消費者の目線から食品の表示状況をモニタリングするとともに、不正な表示や紛らわしい表示等を報告していただき、この報告を基に県が確認調査を実施し、不適正な表示があれば小売店等に対して改善を指導しています。

[目標管理]

食品表示のパンフレット、ハンドブックの配布者数(食品安全企画課)
 現状：15,000人 19年度目標：10,000人

食品表示の研修会の開催回数 (生活衛生課)
 現状：年間1回(7カ所) 19年度目標：年間1回(7カ所)

和歌山県食品衛生監視指導計画の達成度 (生活衛生課)
 現状：平成16年度から実施 19年度目標：達成率100%

食品表示ウォッチャーの設置数 (エコ農業推進室)
 現状：38名 19年度目標：約40名

[担当課室] 食品安全企画課、生活衛生課、県民生活課、薬務課、エコ農業推進室

安心

(2) 生産から販売までの食品情報を公開するしくみ (トレーサビリティシステム)の導入と普及

[現状と課題]

平成 13 年 9 月に我が国で初めて B S E (牛海綿脳症)が発生して以降、牛肉の原産地不正表示事件や無登録農薬の使用、その他食品の偽装表示など問題が相次いだことで、消費者の食品に対する信頼が崩れ、不信感が高まっています。

このため、生産者と消費者が「相互に顔の見える関係づくり」を築き、信頼関係を構築するため、食品の生産、製造・加工から流通・販売までの情報を把握できる双方向性をもった情報伝達手段であるトレーサビリティシステムの導入を促進する必要があります。

牛肉については、平成 15 年 6 月に「牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法」(牛トレーサビリティ法)が制定され、生産段階は同年 12 月から、流通段階は平成 16 年 12 月から導入されています。本県においても、この法律による個体識別システムを有効活用するとともに、飼料管理情報等をデータベース化し、これら情報を公開するシステムを整備することで、県内産畜産物の安心・信頼確保とブランド化を推進しています。

農産物については、平成 16 年 6 月に策定した「和歌山県産農産物におけるトレーサビリティシステム推進指針」に基づいて、適正な栽培管理を基本とした生産履歴の記帳を推進するとともに、その履歴を公開するシステムの検討を進め「農場から食卓まで顔の見える関係づくり」を目指し信頼の構築に努めています。

【トレーサビリティシステム (traceability system)】

「トレース(足跡を追う)」と「アビリティ(できること)」を合わせた言葉で、直訳すると「追跡可能性」となります。つまり、食品の生産、製造加工から流通に至る各段階の情報を消費段階からさかのぼって把握できるしくみのことです。

畜産物のトレーサビリティシステム

[取り組みの方向]

牛肉などの畜産物の生産から流通に至る経歴を追跡できるトレーサビリティシステムの導入を推進します。

飼料管理情報等のデータベースの構築と発信により、県産畜産物の安心と信頼の確保及び付加価値を高めます。

[取り組み事項と取り組みの主体]

トレーサビリティシステムに関する推進会議を開催します。	事業者 消費者 (行政)
トレーサビリティシステムの導入に対し支援を行います。	事業者 消費者 (行政)
県産畜産物の飼料管理情報等のデータベースの構築を行います。	(事業者) 消費者 (行政)

[目標管理]

トレーサビリティシステム導入精肉店舗数
現状：4店舗 19年度目標：21店舗

熊野牛産地データベース登録件数
現状：0件 19年度目標：3,790件

[担当課室] 畜産課

農産物のトレーサビリティシステム

[取り組みの方向]

農産物の生産情報等を記録・管理し、消費者に開示するシステムの導入を推進します。

消費者が安心して購入できる信頼と親しみのある産地づくりを推進し県産農産物の安全ブランド化を図ります。

[取り組み事項と取り組みの主体]

推進本部会議を開催し、トレーサビリティシステム推進指針を作成します。	事業者 消費者 (行政)
生産履歴情報の記帳を推進します。	(事業者) 消費者 行政
生産履歴情報の伝達、開示を行います。	(事業者) 消費者 (行政)
トレーサビリティマークを実施します。	(事業者) 消費者 行政
トレーサビリティ情報の機器整備を推進します。	(事業者) 消費者 行政

[目標管理]

ホームページによる生産履歴の開示者数
現状：0グループ 19年度目標：100グループ

[担当課室] 果樹園芸課

[語句説明]

トレーサビリティシステムとは

トレース（追跡）とアビリティ（可能性）を合わせた言葉で、直訳すると「追跡可能性」となります。

食品の生産、製造・加工から流通に至る各段階の情報を消費段階からさかのぼって把握できるしくみのことです。

安心

(3) 危機管理の強化

【現状と課題】

近年、多種多様な食を取り巻く事件・問題が続発し、県民の食に対する不安が高まっており、食の安全・安心を脅かす危機に対して、迅速な対応及び適切な措置を行い危機の拡大を防止することが社会的に強く要請されています。

こうした中で、県では「和歌山県危機管理計画」を平成16年7月に策定し、平常時に研修、訓練を実施し危機管理体制を充実させるとともに、危機発生時には的確に情報伝達を行い被害の拡大防止に努めるなど、危機管理能力の向上を図ることにしたところです。

食に起因する危機に対しては、現在、「和歌山県健康危機管理基本方針」や関係部署における個別マニュアルにより対応していますが、今後、「危機管理計画」の趣旨に基づき対応マニュアルを整備するなど、危機管理の強化を図る必要があります。

また、食品流通の広域化や輸入食品の増加に伴い、大規模、広域的な食品事故が多発しており、食品の安全確保のためには、国、地方公共団体及び関係団体等との連携が重要なものとなっています。

今後、これらの機関との連携を図りながら、情報の収集・分析を行い、食品の安全確保を図っていく必要があります。

【食に起因する危機事例】

発生時期	事件・問題の概要
12年 6月	大手乳業メーカーの乳製品による食中毒発生。患者数約1万5千人、原因：黄色ブドウ球菌
13年 5月	スナック菓子から安全性未確認の遺伝子組換えジャガイモの混入が発覚し、大規模回収。
13年 9月	国内初の牛海綿状脳症(BSE)発見。平成16年11月までに、14頭の感染牛確認、内1頭が15年1月に県内で確認。
14年 7月	中国製ダイエット用健康食品による健康被害。
14年 8月	無登録農薬の販売、使用が発覚。32都県で農産物の回収、破棄。
15年12月	米国でBSE感染牛が確認され、牛肉の輸入停止。
16年 1月	高病原性鳥インフルエンザが79年ぶりに国内で発生

【取り組みの方向】

「県危機管理計画」の趣旨に基づき、食に起因する危機に備えたマニュアルや体制を整備します。
(危機管理室、関係課室)

国、地方自治体及び関係団体等との連携を強化し、円滑な連絡協力体制の確保に努めます。
(食品安全企画課)

[取り組み事項と取り組みの主体]

危機管理計画に基づき、全庁一体となって危機管理を図っていきます。	事業者 消費者 (行政)
各部署における業務に内在、関係する危機事象を想定した対処マニュアルの策定を指導します。	事業者 消費者 (行政)

(危機管理室)

県健康危機管理基本方針を定期的に見直し、整備します。	事業者 消費者 (行政)
県健康危機管理担当者会議を開催し、常に危機管理に対応できる体制を維持します。	事業者 消費者 (行政)

(医務課)

毒物検査検討会を開催し検査体制の検討を行います。	事業者 消費者 (行政)
--------------------------	--------------

(環境生活総務課)

食中毒調査マニュアル等を必要に応じ見直し、整備します。	事業者 消費者 (行政)
-----------------------------	--------------

(生活衛生課)

食に起因する危機に対応するためのマニュアルの作成や見直しを必要に応じ行います。	事業者 消費者 (行政)
食に起因する危機に対し、対応マニュアルに基づき適切に対応します。	(事業者) (消費者) (行政)

(その他の関係課室)

内閣府に設置された食品安全委員会や地方公共団体で構成されている全国食品自治ネットワーク等との連携を強化します。	事業者 消費者 (行政)
---	--------------

(食品安全企画課)

[目標管理]

和歌山県健康危機管理担当者会議の開催回数 (医務課)

現状：随時 19年度目標：年間3回

[担当課室]

危機管理室、医務課、環境生活総務課、生活衛生課
食品安全企画課、関係課室